

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県川越市大字下赤坂627番地7

氏名 株式会社遠藤商会
代表取締役 遠藤 孝一

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

平成28年 4月 4日

八王子市長 石森 孝志



記

- 取り扱う一般廃棄物の種類 事業系一般廃棄物
厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
(以上4種類)
- 収集・運搬の区別 収集・運搬(積替え保管を除く)
- 運搬先 事業系一般廃棄物
八王子市処理施設
有限会社ブライトピック千葉 溝原工場
(再生目的の厨芥に限る)
施設所在地 千葉県旭市溝原妙見壺1009
その他裏面運搬先のとおり
- 作業場所 八王子市内
- 許可の有効期間 平成28年 4月 1日から
平成30年 3月31日まで
(裏面あり)

6 許可の条件

- (1) 市域外から排出された廃棄物を処分または積み替えをするため、市域内に搬入してはならない。
- (2) 廃棄物を収集する際に、可燃ごみと不燃ごみ（焼却不適ごみを含む）を混載してはならない。
- (3) 処理施設へ運搬する過程で廃棄物を積み替えてはならない。
- (4) 産業廃棄物を同一車両に混載してはならない。

7 その他運搬先

株式会社フジオー 白井再資源化センター（再生目的の厨芥に限る）
 施設所在地 千葉県白井市折立字横堀31-1

株式会社アルフォ 城南島飼料化センター（再生目的の厨芥に限る）
 施設所在地 東京都大田区城南島3-3-2

バイオエナジー株式会社 城南島食品リサイクル施設（再生目的の厨芥に限る）
 施設所在地 東京都大田区城南島3-4-4

(以下余白)

変更事項

変更年月日及び番号	件名	変更内容	印
平成 年 月 日号 第			
平成 年 月 日号 第			
平成 年 月 日号 第			
平成 年 月 日号 第			
平成 年 月 日号 第			

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1（又は2）の場合において、この決定（2の場合で1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求（2の場合は処分の取消しの訴えの提起）をすることはできません。